

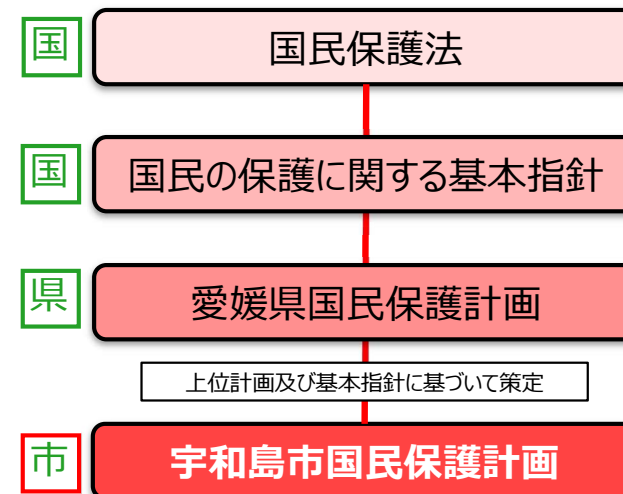
# 宇和島市国民保護計画 概要版



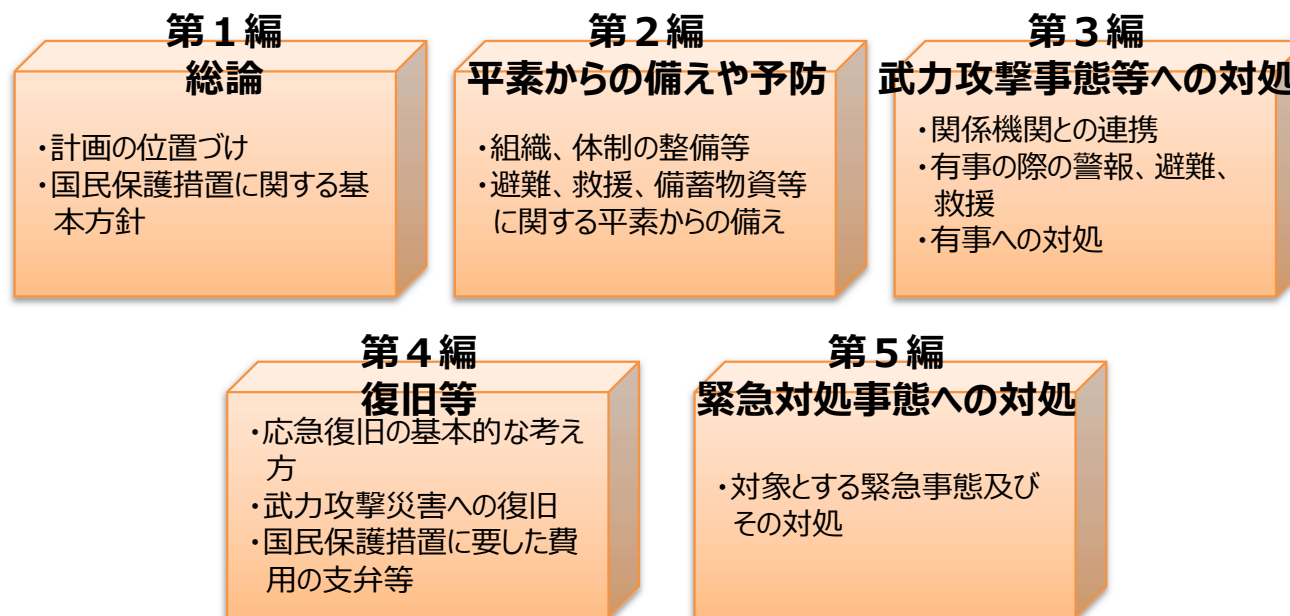
宇和島市

## 計画の目的

平成16年9月に国民保護法が施行され、武力攻撃事態や大規模テロの際に被害を最小限にとどめ、**住民の生命、身体及び財産を保護するために、住民の避難や救援、武力攻撃等への対処などについて具体的に定めた計画**である。



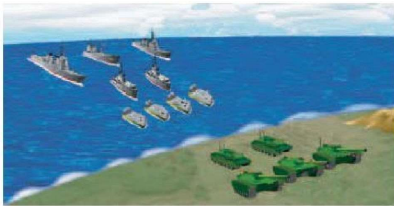
## 計画の構成



## 2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

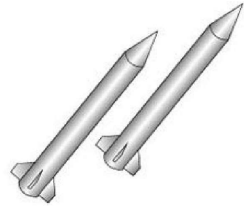
### 武力攻撃事態の類型ごとの特徴

#### 着上陸侵攻の場合



- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵襲目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

#### 弾道ミサイル攻撃の場合



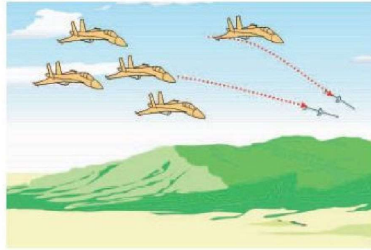
- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間で着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



- 突発的に被害が発生すること考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。
- NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

#### 航空攻撃の場合



- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

### 武力攻撃災害への対処

#### ダムや発電所などの施設の警備



#### 化学物質などによる汚染の拡大を防止



#### 警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定



#### 消防活動

消火や被災者の救助などの消防活動





## 攻撃対象施設等による分類

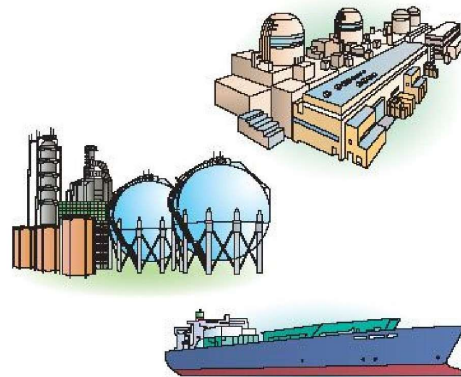
### 攻撃対象施設等による分類

#### 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### 〈事態例〉

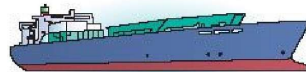
##### 原子力事業所などの破壊

大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。



##### 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。



##### 危険物積載船などへの攻撃

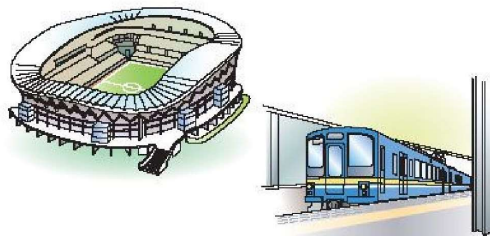
危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

#### 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

##### 〈事態例〉

##### 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



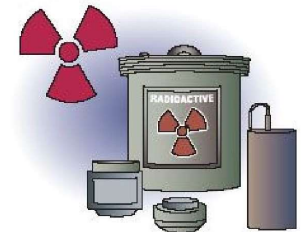
### 攻撃手段による分類

#### 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

##### 〈事態例〉

##### ダーティボム<sup>※</sup>などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



##### ※ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

##### 生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

##### 化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。

#### 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

##### 〈事態例〉

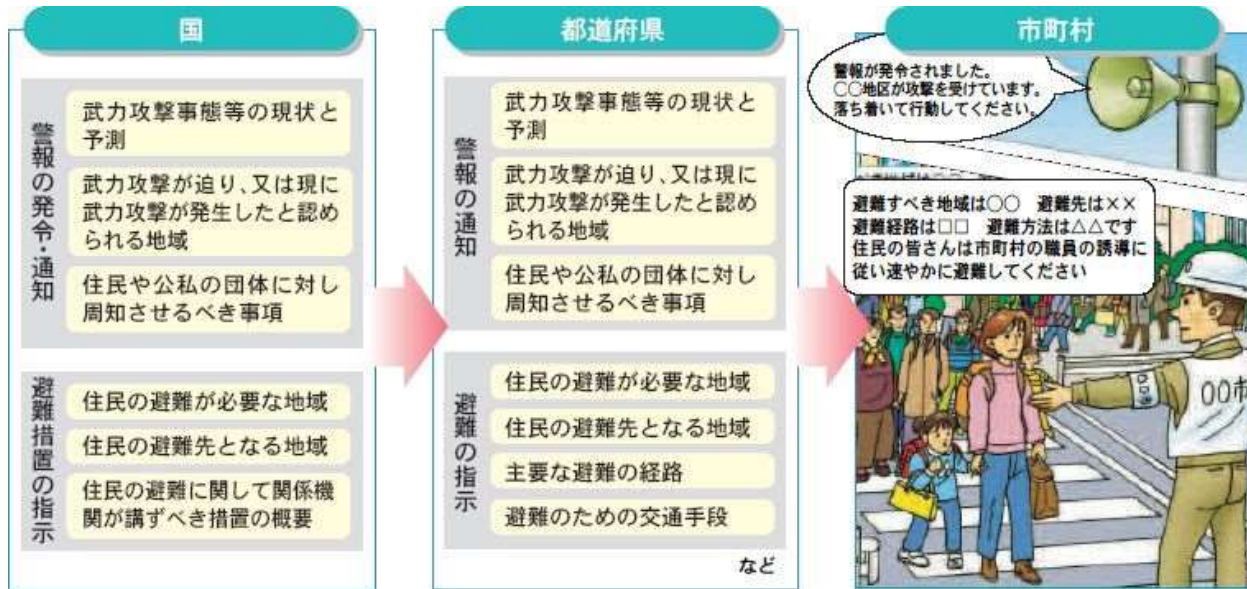
##### 航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



# 2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

## 避難の仕組み



## 救援の仕組み

**避難場所や医療の提供**  
避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供

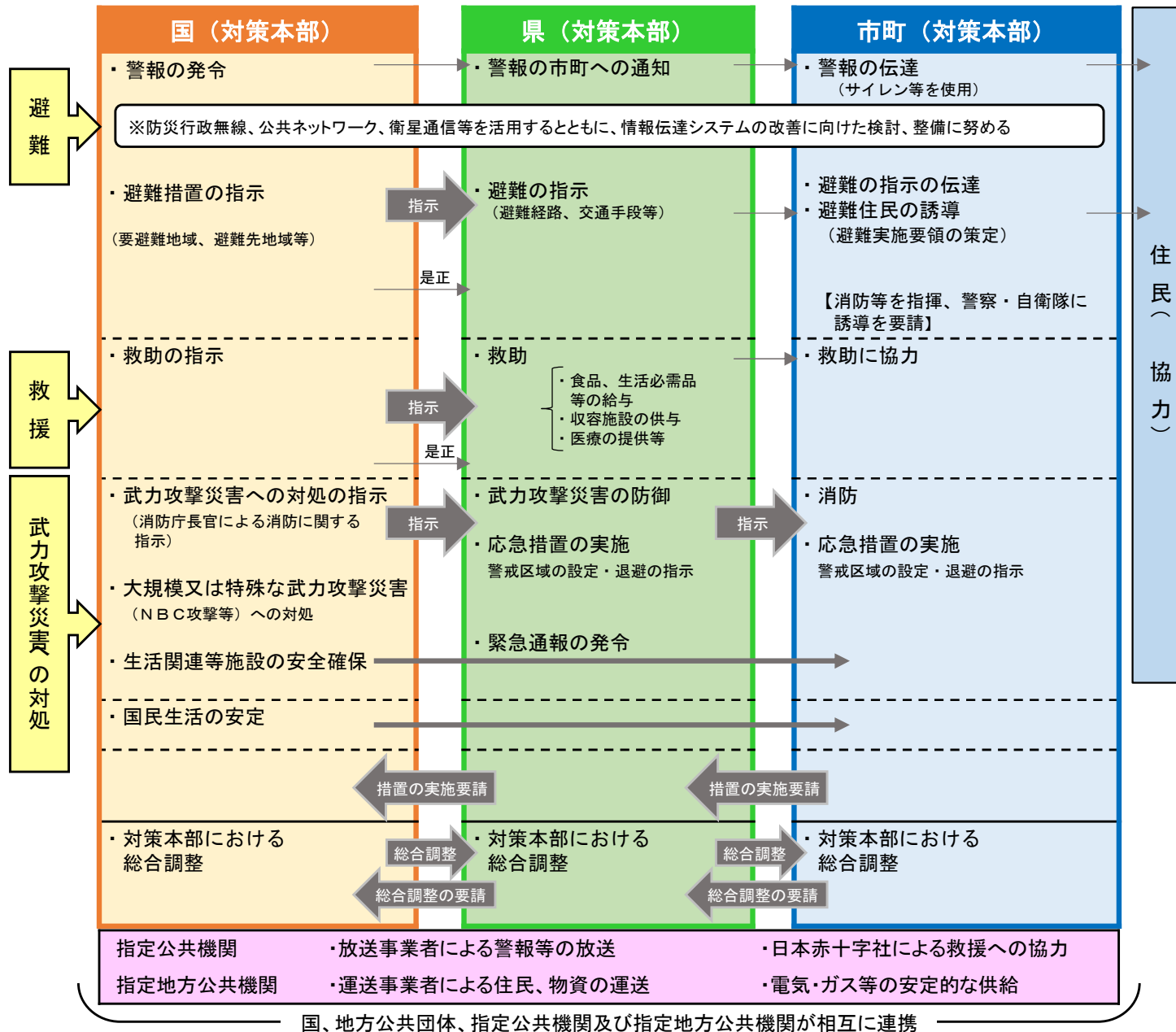


**安否情報の収集や提供**  
行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



出典：国民保護ポータルサイト（内閣官房）

# 3. 国民の保護に関する措置の仕組み





### (1) 国民の保護に関する基本指針及び上位計画との整合性

平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更され、これに伴い上位計画である「愛媛県国民保護計画」が平成30年7月に変更された。

上記の「国民の保護に関する基本指針」及び「愛媛県国民保護計画」の変更との整合性を図るために、「宇和島市国民保護計画」の改訂を行う。また、平成29年以前の基本指針の変更点に関しても反映する。

### (2) 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

四国で唯一の原子力発電所である、伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処について、「愛媛県国民保護計画」や「愛媛県内他市町の同種計画」を参考に追記する。

### (3) 時点情報の更新

現行の「宇和島市国民保護計画」に記載されている、宇和島市の地理的・社会的特徴や関係機関のリストを最新情報に更新する。

# 5. 改訂の概要：【第1編 総論】

## ■ 地域防災計画の構成変更の反映【P.3】

### 現行

市地域防災計画（風水害等対策編・**震災対策編**）

### 改訂案

市地域防災計画（風水害等対策編・**地震災害対策編**・**津波災害対策編**・**原子力災害対策編**）

## ■ 関係機関名の修正（抜粋）【P.6~】

### 現行

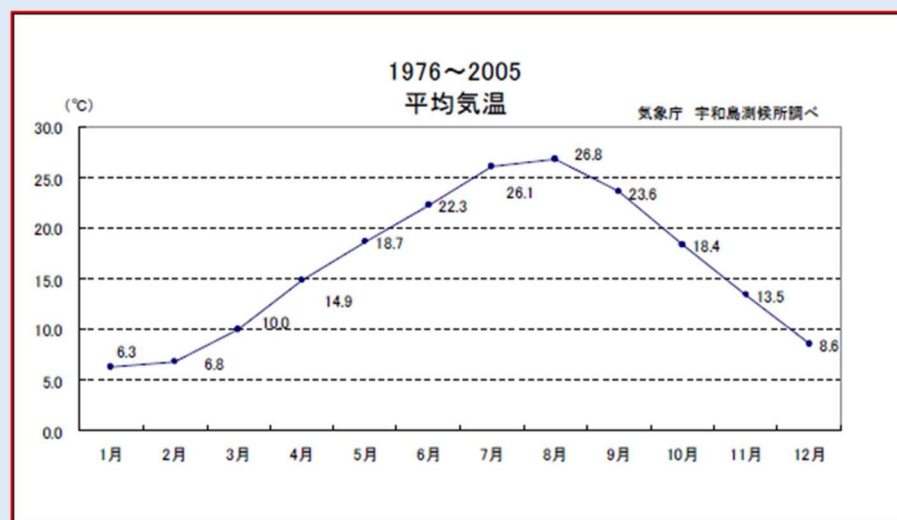
中国四国農政局（愛媛**農政事務所**）  
株式会社**エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国**（愛媛支店）

### 改訂案

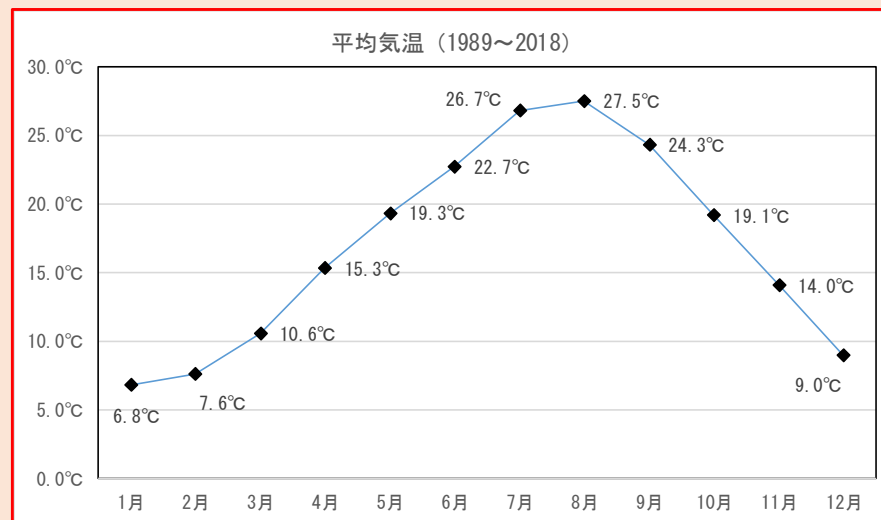
中国四国農政局（愛媛**支局**）  
株式会社**NTTドコモ**（**四国支社**愛媛支店）

## ■ 地理的・社会的特徴の更新（抜粋）【P.11~】

### 現行



### 改訂案





## ■ J-ALERTに関する追記【P.27】

### 現行

(新規)

### 改訂案

#### イ 全国瞬時警報システムの整備

市は、国からの緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため全国瞬時警報システム（JALERT）を常に最適状態に整備しておくとともに、自動起動機等による情報周知手段の拡大整備に努める。

#### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

## ■ 様々な情報伝達手段を用いた訓練に関する追記【P.29】

### 現行

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

### 改訂案

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に有効な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## ■ 関係法令の改正に伴う用語変更（抜粋）

### 現行

災害時要支援者  
避難支援プラン

### 改訂案

要配慮者、避難行動要支援者  
避難行動要支援者名簿

# 5. 改訂の概要：【第3編 武力攻撃事態等への対処】

## ■ 避難住民の誘導における大規模集客施設での避難に関する追記【P.58】

現行

(新規)

改訂案

(5) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

## ■ 救援の具体的な内容の追記（抜粋）【P.64~】

現行

(新規)

改訂案

① 収容施設の供与  
(中略)

(ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

(イ) 避難施設運営マニュアルに基づく適切な運営（略）

## ■ 県に対する収集情報の報告手段への安否情報システムの追加（抜粋）【P.68・69】

現行

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。



改訂案

原則として、市が、県に行う報告は、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。



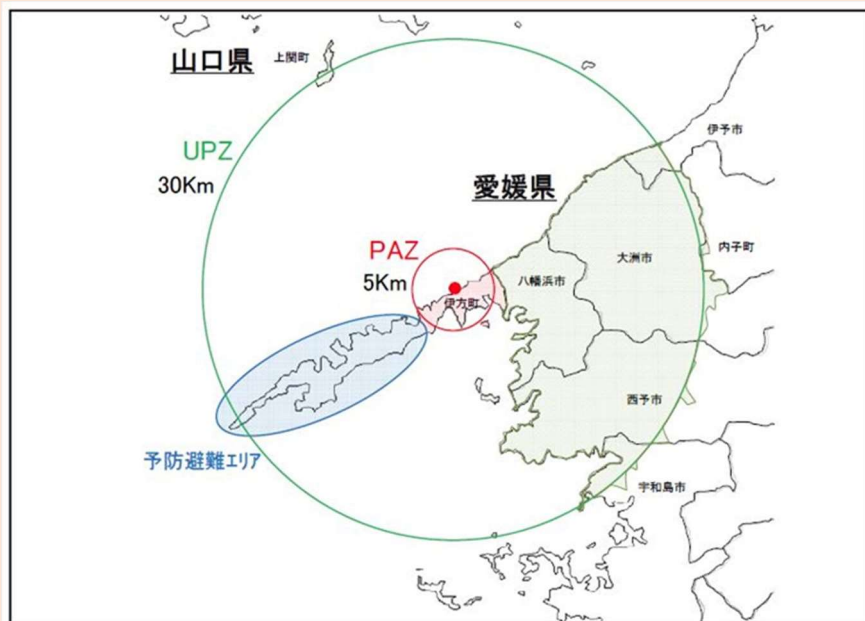
宇和島市が「原子力災害対策重点区域」の「重点市町」に指定されたことに伴い、第4編として「伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処」に関する記載を追加した。

## ■ 第4編の構成・概要

### 改訂案

#### 第1章 基本的な考え方

- ・市は、原子力発電所がある伊方町の南東方向に位置しており、施設を中心として概ね半径30kmの「UPZ（緊急防護措置を準備する区域）」に位置している。
- ・武力攻撃原子力災害に対し効率的かつ迅速に対応できるように、関係機関との連携体制を整備し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。



### 改訂案

#### 第2章：平素からの備えや予防

- ・武力攻撃原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、武力攻撃原子力災害に関する施設の整備点検及び国民保護措置に関する物資等の備蓄、整備、点検等について必要な事項を定める。

### 改訂案

#### 第3章：武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立

- ・伊方発電所への武力攻撃の兆候を発見した場合や武力攻撃原子力災害が発生した場合に、関係機関が行うべき情報伝達及び国民保護措置の実施体制について定める。

### 改訂案

#### 第4章：武力攻撃原子力災害への対処等

- ・原則として、武力攻撃原子力災害への対処等について、宇和島市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講ずる必要があるため、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について定める。